

G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議推進協力委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議（以下「財務大臣・中央銀行総裁会議」という。）の成功に向け、地元関係機関の連携、財務大臣・中央銀行総裁会議の準備・開催支援、開催機運の醸成、福岡・九州の魅力発信に係る協力を行うことを目的とする。

(所掌)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する情報共有、調整及び役割分担を行うものとする。

- (1) 財務大臣・中央銀行総裁会議の開催に対する支援、円滑な運営に係る協力に関すること。
- (2) 財務大臣・中央銀行総裁会議の開催機運の醸成に関すること。
- (3) 福岡・九州の魅力発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表団体名の欄に掲げる団体をもって構成し、それぞれ当該団体における別表役職の欄に掲げる役職にあるものを委員とする。

- 2 会長は、必要と認めるときは、新たに委員会を構成する団体を加えることができる。
- 3 委員の任期は、委員会が設置された日から委員会が解散する日までとする。ただし、任期中であっても、別表役職の欄に掲げる役職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 4 前項の規定により委員の職を失ったときは、別表役職の欄に掲げる役職の後任者が委員となり、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を1名置く。

- 2 会長は、福岡市長をもって充てる。

(会長の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、福岡県知事、福岡県議会議長及び福岡市議会議長をもって充てる。
- 3 顧問は、委員会に出席し、意見を述べ、又は助言を行うことができる。
- 4 顧問の任期は、委員会が設置された日から委員会が解散する日までとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び顧問以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議録の作成)

第9条 会長は、委員会の事務局の職員をして会議録の作成を命じる。

- 2 会議録に署名する委員は、2人とし、会長が会議において指名する。
- 3 会議録は、印刷して、委員及び関係者に配布する。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、福岡市総務企画局内に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第11条 会長は、委員会が第2条に掲げる目的を達したと認めるときは、解散を通知する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年5月30日から施行する。

別表

団 体 名	役 職
福岡市	市長
(一社)九州経済連合会	会長
福岡商工会議所	会頭
福岡経済同友会	代表幹事
(一社)福岡銀行協会	会長
(一社)九州観光推進機構	会長
(一社)日本旅行業協会	九州支部 支部長
(公財)福岡観光コンベンションビューロー	会長
福岡市ホテル旅館協会	会長
(公財)福岡よかトピア国際交流財団	理事長
九州旅客鉄道(株)	代表取締役社長
西日本鉄道(株)	代表取締役社長
福岡空港ビルディング(株)	代表取締役社長
(公社)福岡県トラック協会	会長
(一社)福岡県バス協会	会長
福岡市交通局	交通事業管理者
(一社)福岡市タクシー協会	会長
WeLove天神協議会	会長
博多まちづくり推進協議会	会長
福岡市自治協議会等7区会長会	会長
(一社)福岡青年会議所	理事長
福岡地域戦略推進協議会	会長
福岡海上保安部	福岡海上保安部長
福岡県	企画・地域振興部長
福岡県警察本部	本部長